

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第1号に掲げるたこ漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
たこ漁業(から釣り縄)	東部海域	別記のとおり	毎年、9月20日から翌年、3月31日まで	22隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和4年2月1日から令和4年2月28日まで	1. 許可の有効期限は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するなわ数は、次のとおりとする。 東部特定海域 1,200枚以内 東部海域及び東部特定海域 1,800枚以内(なお、東部特定海域内に敷設するなわ数は1,200枚以内とする。) (3)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (4)知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	東部特定海域	別記のとおり						
同上	東部特定海域	別記のとおり	同上	4隻	同上	同上	同上	同上

別記 操業区域

・東部海域

次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4より168度00分の線以東、次の点5、点6、点7を結ぶ線及び点7より162度30分の線以西の海域のうち、東部特定海域を除いた海域

- 点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4,500メートルの点
- 点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点
- 点4 点3から152度30分10,000メートルの点
- 点5 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点6 点5から179度26分100メートルの点
- 点7 点6から181度40分7,000メートルの点

・東部特定海域

次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4より168度00分の線以東、厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から正南の線以西の海域のうち、「漁業の許可及び取締り等に関する省令」第23条別表第四に掲げる

禁止区域(沖合底びき網漁業禁止区域)の線以北の海域

- 点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4,500メートルの点
- 点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点
- 点4 点3から152度30分10,000メートルの点